

同等品を選定する場合の手続きについて

鳥獣被害防止施設（遠隔捕獲操作大型檻）仕様書に記載した物品のうち、規格・仕様等欄に「同等以上のもの」と記載のある物品については、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合、次の手順により事前に、事務局(農林課)へ同等品の確認をして下さい。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・仕様等が同等以上である物をいいます。

2 同等品の確認方法

同等品により入札に参加する場合、次の書類を下記の事務局(農林課)へメールまたは F A X にて提出して下さい。

(1)同等品確認書

(2)同等品候補の掲載されたカタログ等資料（コピー）

3 「同等品確認書」提出期限

令和 8 年 8 月 26 日（水）17 時

4 同等品の可否決定について

同等品の可否決定は、同等品確認書の「確認」欄に、「○」（可）または「×」（不可）を記入し、令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時までにメールまたは F A X にて通知します。

なお、この同等品確認において「可」と認められた品物は、入札参加業者全員に、上記の通知とは別にメールまたは F A X にて案内します。

注) 事前に確認を受けていない同等品を見積もった場合、その物品で契約を締結あるいは発注することが出来ない場合がありますので、必ず事前に確認して下さい。

加茂市鳥獣被害防止対策協議会

事務局：加茂市役所農林課

T E L : 0256-52-0080

F A X : 0256-53-4679

M a i l : norin@city.kamo.niigata.jp